

問われる資源戦略

～資源セキュリティと海洋立国の推進～

第2部 排他的経済水域（EEZ）と日本の海洋開発

2010年9月22日

キヤノングローバル戦略研究所

上之門 捷二

目次

1. 排他的経済水域 (EEZ)

- ① EEZの範囲
- ② 国際海洋法条約とEEZ
- ③ EEZと鉱物資源開発の利点

2. 領土とEEZの境界画定

- ① 各国の事例
- ② 日本の周辺
- ③ EEZをめぐる争いの解決、未解決状況

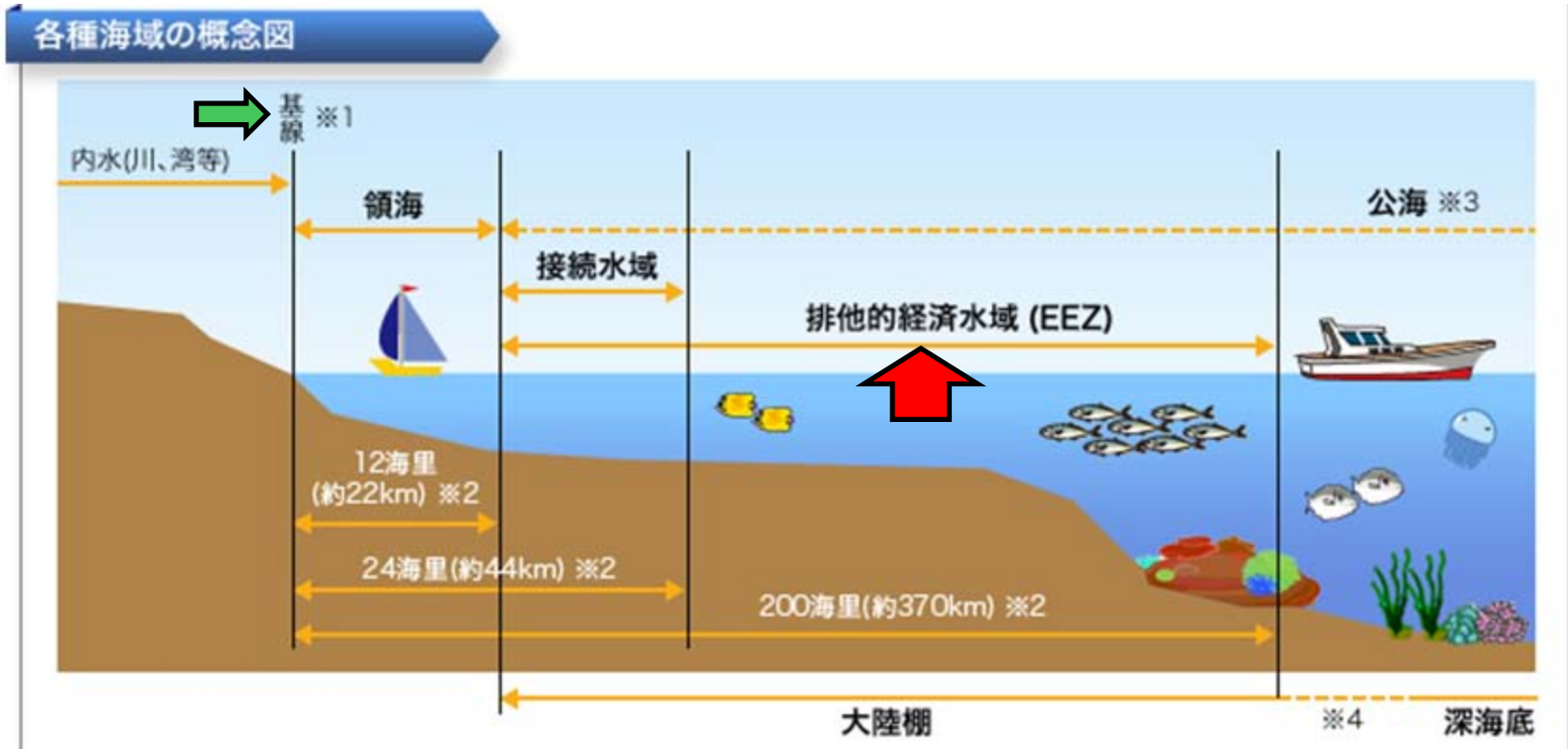
3. 海洋開発を安全に行うための提言

- ① 安全保障面
- ② テロ、不審船、災害対策面

4. まとめ

1. 排他的經濟水域 (EEZ)

1-① EEZの範囲



出典:外務省 わかる! 国際情勢 Vol.161海の法秩序と国際海洋法

1-② 国連海洋法条約とEEZ

- 19世紀から20世紀の『広い公海、狭い領海』
 - 技術の発達と共に遠洋漁業の増大、国際社会の情勢の変化
- 公海と領海とは違う第3の水域
 - 排他的漁業管轄権水域の概念が定着
- 1966年ごろから
 - 南米、アフリカ諸国が領海を3海里から12海里、200海里へ宣言
 - 第1,2,3次海洋法会議(1958,1960,1973-1982)
 - ✓ 200海里領海を阻止しようとする要素
- 国連海洋法条約
 - 1982年4月30日 賛成130、反対4、棄権18で採決
 - 日本: 1996年に日本はこの条約を批准
 - 2010年3月現在, 160の国・地域が締結
 - 沿岸国は国連海洋法条約に基づいた**国内法を制定**することで自国の沿岸から200海里の範囲内の水産資源および**鉱物資源などの非生物資源**の探査と開発に関する権利を得られる。その代わりに、資源の管理や海洋汚染防止の義務を負う。

- 1980年代から、排他的経済水域の国家慣行の定着化
 - ✓ 多数国間条約によって法を創造すると云う緩慢で厄介な過程
 - ✓ **慣習法によって古い法を変更して新しい法を作る過程**
- 排他的経済水域の境界画定
 - ✓ **衡平な解決の解釈が問題**
- 排他的経済水域における海洋環境の保護・保全
 - ✓ **氷で覆われた海域、特別海域の例外規定**
- 排他的経済水域は、今後とも変化・発展する制度
 - 沿岸国の主権的権利、管轄権は**排他的経済水域の領域化ないし領海化の拠点になりうる**可能性がある
 - 軍事活動についてはこの条約で未解決

資源確保、戦略的地域確保の争点

実効支配等の実績が重要

1-③ EEZと鉱物資源開発の利点

海外の鉱山開発

- 石油と同様、権益獲得競争
- 資源メジャー比較し、日本企業は中小規模
 - 良い鉱山は抑えられている。
- 鉱山国の政治状況の影響大
 - 政府、地方、各レベル折衝
 - 法律の変更
 - テロ
 - スト
 - 辺境の可能性大
 - ✓ 先住民の移住
 - ✓ インフラ整備

日本の排他的経済水域の資源開発

- 日本の法規で開発可能
 - 新規分野、新産業の創出
 - ✓ 鉱山+海洋
 - 但し
 - ✓ 過酷な環境への挑戦
 - 海象、気象
 - ✓ 環境保全の未知分野
 - ✓ 現状では未整備のリスク
- インフラ構築のリスクなし
 - 排他的経済水域内の航路

国内法の適用内であり、法制度の確立と技術開発が課題

2. 領土とEEZの境界画定

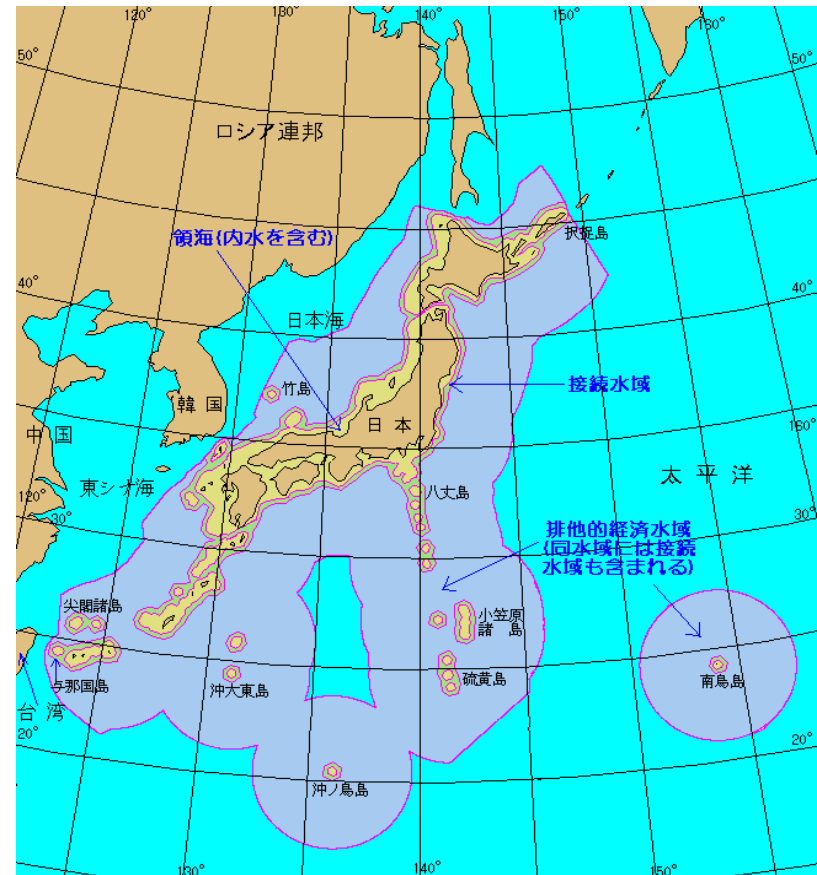
2-① 各国の事例

世界及び日本のEEZ

海上保安庁作成



<http://www.fish.govt.nz/>



東アジア、東南アジア、北極海がせめぎ合い

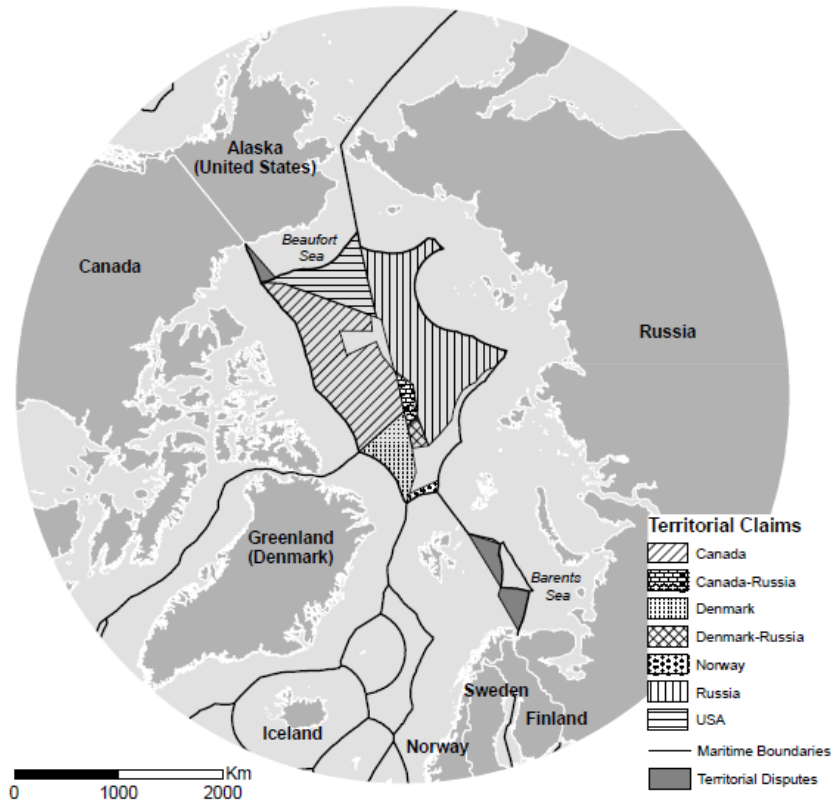
隣国と境界で接続

各国の事例

北極海

北極海における各国の排他的経済水域と大陸棚延伸

北極点ではロシア、カナダ、デンマーク
主張の大陸棚延伸部分が重なっている。



● 北極圏の資源

- 石油 全世界の未確認埋蔵量の**13%**
- 天然ガス 同上 **30%**

● 北極圏航路

日本～ヨーロッパがスエズ経路の約6割

● 北極評議会(1996年～)

メンバー: 米、露、加、フィンランド、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン

オブザーバー: 英、仏、独、ポーランド、スペイン、オランダ

オブザーバー申請中: 中、韓、伊、日

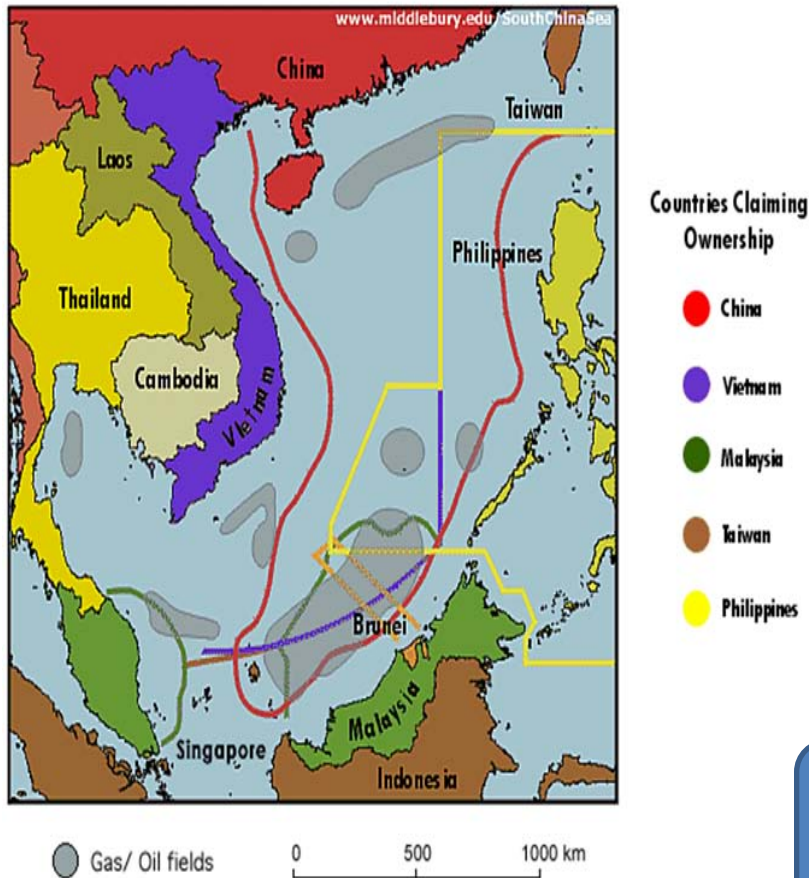
● 国連海洋法条約を適用し境界設定の方向

● 40年来の懸案ロシアとノルウェーの境界線、決着(2010-4/28)

出典: Arctic Vol.63, No.2(June 2010)

各国の大陸棚延伸で公海は殆どない

各国の事例 東南アジアの排他的経済水域に関する衝突



- 中国、台湾は南シナ海全域を自国のEEZと主張
- 南部のボルネオ沖に大規模な油田/ガス
 - 中国、ベトナム、マレーシア、台湾、フィリピンが権利を主張
- 南沙諸島の帰属次第で、各国のEEZが変更
 - 沖ノ鳥島が先行事例として注目

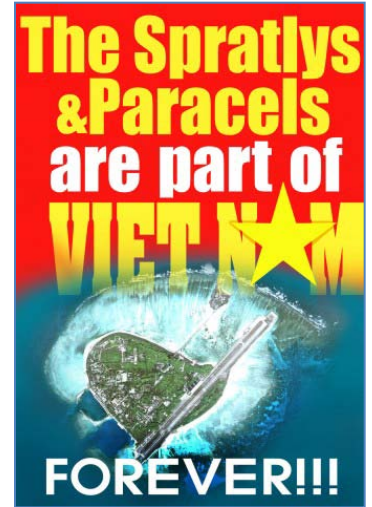
南シナ海の沿岸国が、島嶼を起点として自国のEEZを主張。有望な海底資源。

(<http://community.middlebury.edu/~scs/maps/oilclaims.gif>.)

各国の事例

1970年以降の南シナ海における軍事衝突

年	該当国	該当国	衝突状況
1974	中国	ベトナム	中国がベトナムよりParacel諸島を占拠
1988	中国	ベトナム	中国がベトナム艦撃沈
1992	中国	ベトナム	中国がDa Luc Reefへの上陸
1994	中国	ベトナム	両海軍が自国と主張する鉱区上で対峙
1995	中国	フィリピン	中国はフィリピンの主張するMischief Reefを占拠
1995	台湾	ベトナム	台湾がベトナムの補給船を砲撃
1996	中国	フィリピン	両海軍が交戦 90分
1997	中国	フィリピン	フィリピン海軍は中国の標識を撤去し、フィリピン国旗を掲揚
1998	フィリピン	ベトナム	ベトナムがTennent Reef近辺のフィリピン漁船に対して発砲
1999	中国	フィリピン	フィリピン軍艦と中国漁船が衝突、中国船沈没
	中国	フィリピン	フィリピンが中国軍艦の示威行動に対し非難
	フィリピン	ベトナム	ベトナムがSpratly諸島を偵察のフィリピン空軍機に対し発砲
	マレーシア	フィリピン	フィリピンとベトナムの空軍機が各2機ニアミス状態
2000	中国	フィリピン	フィリピン海軍が中国漁民に発砲
2001	中国	フィリピン	フィリピン海軍が中国漁船拿捕
	中国	フィリピン	フィリピン海軍が中国が構造物を岩礁に立てること阻止
2002	フィリピン	ベトナム	南沙諸島でベトナムがフィリピン軍機に警告射撃



1975年4月 サイゴン陥落

1991年11月 クラーク空軍基地とスービック海軍基地がフィリピンに返還

軍事力を行使して、
自国の領有権主張

2-② 日本の周辺

日本領土、領海、EEZに関する領有権問題

北方4島	<p>1945年来、ロシアが占拠。 1956年日ソ共同宣言で国交回復。 平和条約未締結。</p> <p>拿捕隻数 1302隻、人員 9023人、沈没隻数 26隻、死者30人</p> <p>1989年（平成元年）以降 拿捕隻数 65隻、人員 390人、沈没隻数 5隻、死者2人</p>
竹島	<p>1952年(昭和27年)1月18日竹島を含む一方的な李承晩ラインを設定、1965年6月22日迄継続。</p> <p>その間拿捕漁船328隻、拘留船員3929人 死亡者5人を含む死傷者44人。</p> <p>その後、韓国は実行支配を積み重ねている。 灯台、ヘリポート、接岸場や、警備隊宿舎等建設。</p>
尖閣諸島	<p>1968年: 国連委員会による東シナ海一帯の海底調査結果、石油資源埋蔵の可能性が指摘。</p> <p>1971年12月: 中華人民共和国が外交声明という形で尖閣諸島の領有権を主張。</p> <p>1972年5月: 沖縄返還</p> <p>2008年12月: 中国国家海洋局所属の海洋調査船2隻が尖閣諸島付近の日本領海内に侵入。</p> <p>2010年3月: 離島の管理強化などを定めた「海島保護法」を施行。 尖閣諸島や南沙諸島等も対象。</p>
沖ノ鳥島	<p>1988年から、波の侵食による島の消失を防ぐため2島の周りに護岸工事。</p> <p>1999年: 海岸法を改正し、日本で唯一、国土交通大臣による海岸の直轄管理に移行。</p> <p>2004年頃に中華人民共和国が「岩」だと主張。日本に無断で周辺の海洋調査を実施。</p> <p>2007年3月: 海上保安庁は、灯台(名称:沖ノ鳥島灯台)を設置し、運用を開始。</p> <p>2010年度予算: 港湾整備 7億円</p> <p>2010年5月: 沖ノ鳥島西方海域で軍事演習 (黄海での米韓軍事演習には反対)</p>

実効支配を継続、強化及び自国の主張を行動、報道等で表明

日本の周辺

排他的経済水域に関する法律の日中比較

日本(4条)

- 排他的経済水域の設置
- 範囲の定義
 - 200海里で隣国と重複する時は中間線（ここを基準として画定へ、**結果の衡平性**）
- 大陸棚の範囲
 - 排他的経済水域の範囲
 - 延伸できる範囲
- 経済活動に関する適用法令
 - 現有の法令
 - 海洋関連を追加した形式

中国(16条)

- 範囲の定義
 - **衡平原則**によって画定
- 権益の詳細
- 環境保護のための特例
- 検査の権利
 - 乗船、検査、逮捕、拿捕
- 中国法律の適用
- 歴史性権利の存続
- 必要に応じ関係法規の制定

EEZの境界を画定する基準の解釈が異なる。

日本の周辺

日中の海洋に関する国家方針と行動

海洋に関する国家方針

日本

国防予算GDPの1%枠

海洋基本法

海洋立国

中国

江沢民演説: 宇宙と深海底を征服する能力が、国家の
声望を決定

劉華清演説: 強大な海軍が海洋事業を含む国家経済
に寄与

2008年国防白書: 領海防衛と海洋権益維持のため強
大な海軍力の建設に努力

海軍発展戦略(1997)

1982-2000: 中国沿岸海域の完全な防衛体制整備

2000-2010: 第1列島線内部(近海)の制海確保

2010-2020: 第2列島線内の制海権確保、空母建設

2020-2040: 米海軍の太平洋、インド洋の独占支配阻止

中国艦船の行動

2004年: 原潜が領海内を潜没航行

2006年: 宋級潜水艦が米空母近傍に浮上

2007年: 中国、「太平洋分割管理」を米国に提案

2008年: 駆逐艦5隻が東シナ海ガス田を航行、周回

2008年: 駆逐艦4隻が津軽海峡を通過、宮古海峡へ

2008年: 中国海洋調査船が尖閣諸島周辺の領海に
侵入

2009年: 艦艇5隻、沖ノ鳥島付近で軍事演習

2010年4月: 駆逐艦等10隻が宮古海峡通過、沖ノ鳥
島付近演習、日本艦船の至近距離までヘリ接
近

2010年5月: 中国海洋調査船が日本のEEZ内で海保
の測量船活動妨害

中国: 海洋に対する国家意思と海軍力の結びつけが明確

2-③ EEZをめぐる争いの解決、未解決状況

境界画定の事例

● 当事国間の解決

➢ 交渉

- 多くのケースが境界画定を当事国間の交渉で解決

➢ 国際司法裁判所、仲裁裁判判決

- 1969年～2002年までの事例
国際司法裁判所 7、仲裁裁判判決 4
- 同じ土俵での解決方法
 - 両当事国が調停に同意を要する。

● ノルウェー、ロシア間の解決事例

- 40年ぶりで解決(毎年 交渉の場設定)
- 両国石油会社の協力関係構築
- ロシアのガス生産減少
- ノルウェーの厳しい海象、深海対応技術

国際司法裁判所にて調停される事例は少ない。両国間の交渉へ

未解決状況

(東アジア、東南アジア)

● 領土+EEZ

(実力行使による実績積み重ね)

- 日本 vs ロシア、韓国
- 中国 vs ベトナム、フィリピン等

● 軍艦の領海無害通航権

(実力による自国の解釈を国際的認知化、既成事実化、慣習化)

- オーストラリア、アメリカ vs インドネシア、フィリピン

● EEZの解釈

(既成事実化、慣習化への途上)

- 東シナ海の調査活動
- 南シナ海のEEZの解釈
EEZ内の軍事演習
- 沖ノ鳥島EEZの解釈

中国:海軍力増強と共に、主張に実力行使の裏付け

3. 海洋開発を安全に行うための提言

3-① 安全保障面

EEZに関する境界紛争、解釈相違への対応

現状

- 当事者間の解決への移行の可能性

裁判の調停にゆだねる合意には、両国の主張がかけ離れており当面ない。

- 状況によっては既成事実化を押し付けられる可能性(正当性の主張をもとに)

南シナ海の事例によると可能性あり。

- **既成事実を作られることを阻止**

(武力行使に対する抑止力向上)

- 海上自衛隊・海上保安庁の人員・装備増強
- 同盟国との連携対応
- 行動を迅速に取れるよう法整備

- **正当性主張の強化**

- 国際世論を味方化

(支持国を増加させる)

- 自国の主張を明確にし、発信

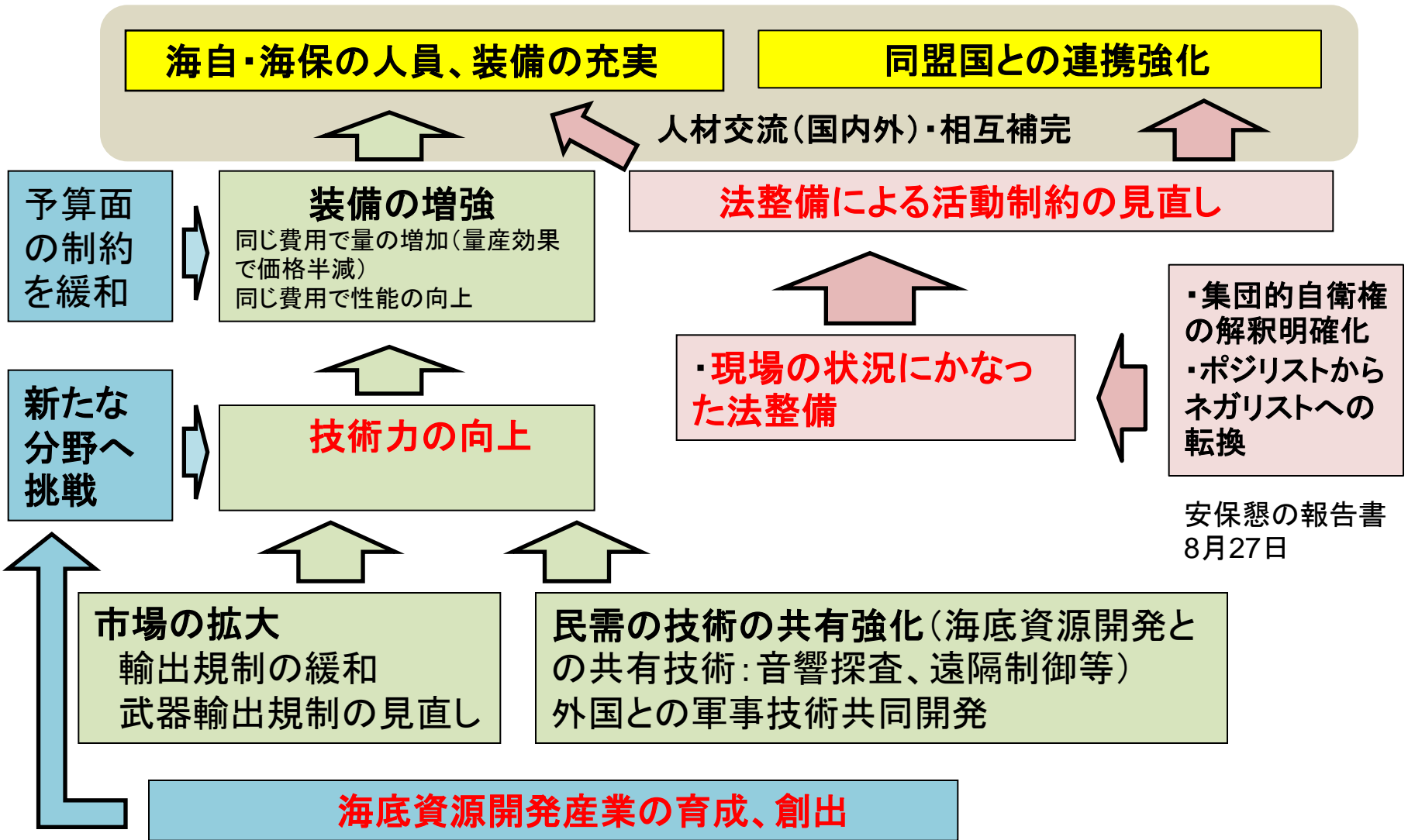
(三戦の活用 「情報戦」「心理戦」「法律戦」)

- 政府報道機能の強化、または新設

<次の2ページご参照>

- 一方、解決に向けて交渉は継続
 - 経済、技術面での協業深化
 - 信頼性醸成

安全保障面 抑止力の向上の流れ



安全保障面 正当性主張の強化

日本の主張に賛成する支持国を増加させる

政府報道機能の強化又は新設

安全保障の一環としての組織

- ・理論武装の組織
- ・民間の力活用

三戦の活用

メディア戦、心理戦、法律戦

主張を明確に発信し、国際世論を味方化

日本の国益に反する発言に対し
理論付け、証拠立て反駁

メディアでの日本の主張が弱い

- ・北方領土((ロシア戦勝記念日)、
- ・竹島(日本海の呼称と併せ変更)、
- ・尖閣諸島(中国国内法の適用対象)
- ・沖ノ鳥島(EEZの無効)

国連海洋法条約の解釈を各国は自国に有利に活用

(解釈の実施を通じて、国際的な認知獲得、既成事実化)

情報伝達の特性: 正当な主張も伝達の誤差が1%でもあれば、繰り返されると正当性が半分に成る。

この特性に意図的なメディア操作、心理的な圧迫、法律的な理論付けを加えると、遂には正当な主張が覆される。

3-② テロ、不審船、災害対策面

現状

- 人為的な脅威からの安全
 - テロ
 - 不法行為

EEZにおける不法行為に対する法整備不十分

- 自然災害からの安全
 - 海象・気象
 - ✓ 津波
 - ✓ 台風
 - 地震

衛星情報、ITシステム活用による予報向上

- **海上自衛隊、海上保安庁の充実強化（安全保障と同じ）**
 - 緊急救援、支援体制（民間企業、組織との連携により役割分担）強化
 - 人為的な妨害等に対処する国内法の整備
 - 排他的経済水域での開発活動の安全確保
- **宇宙基本法との連携に基づく防災体制構築**
 - 人工衛星からの情報を海洋情報と併せた総合的な安全保障情報網構築
 - 広範囲、高精度な海象・気象の情報の共有化

4. まとめ

- EEZに関する各国の国連海洋法条約解釈が異なる。
- 武力を背景に自国の主張を既定事実化する事例が多い。
- 日本の周辺国との境界画定には時間がかかる。
- 既成事実化を防ぐために
 - 武力を背景とした行動に対する抑止力を持つこと。
(上記に関しては海底資源の開発技術も間接的に役立つ)
 - メディア、心理、法律戦にて自国の主張を図ること。
 - 不審船等への対策として官民連携強化、包括的な法整備、災害対策で宇宙基本計画との連携で情報網整備

ご清聴有難うございました

